

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 110

支出年月日	区 分		
令和5年12月5日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店	支 払 金 額		
	13,189円		
摘 要 (品 名)	数量	単価	金 額
スーパードッチファイル 2472A	1	1,050	1,050
" 2473A	3	1,110	3,330
" 2474A	2	1,160	2,320
" 2476A	2	1,270	2,540
" 2478A	1	1,320	1,320
" 2479A	1	1,430	1,430
消費税	10%	1,199	1,199

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 5年12月5日

¥13,189

但 市化代

上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

税率10%

消費税 ¥ 1,199

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555
e-mail

T6440002003629



納品書 5年12月5日

No. _____

(有)パピエ吉田
吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555

登録番号 T6440002003629

市民クラブ様

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1 スーパーペーパー 2472A	1		1050		
2 " 2473A	3	1110	3330		
3 " 2474A	2	1160	2320		
4 " 2476A	2	1270	2540		
5 " 2478A	1		1320		
6 " 2479A	1		1430		
7					
合計(税抜・税込)	税率	%	11990	消費税額等	
	税率	10 %		消費税額等	
			消費税額等 1199	税込合計金額	¥13,189

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~12~~ 11

支出年月日	区 分		
令和5年12月9日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店	支 払 金 額		
	2, 2 6 6 円		
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
公文書問題	1冊	814	814
国家と秘密	1冊	880	880
公文書管理と民主主義 （含む消費税）	1冊	572	572

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 証				No 004808	
(Receipt)					
市民クラブ 様				¥2266	
内 訳	品 名 (Articles)	数 量 (Quantity)	単 価 (Unit Price)	合 計 (Amount)	
	公文書問題	1	¥814	¥814	
	国家と秘密	1	¥880	¥880	
	公文書管理と民主主義	1	¥572	¥572	
上記代金正に領収致しました (消費税等 10% 206 円を含んでいます) 2023 年 12 月 9 日					
株式会社 三省堂書店 函館営業所川原店 〒041-0844 函館市川原町4-18 TEL 0138-30-2424 登録番号: T7010001016820					
売 場				係 員	

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~13~~ 12

支出年月日	区 分		
令和5年12月15日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚	支 払 金 額		
	9,790円		
摘 要（品名）	数量	単価	金 額
公文書の写し作成費（白黒）	631枚	10	6,310
〃（カラー）	58枚	60	3,480

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No 002708

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会市民クラブ 会長 藤 篤 様				
年 度		会 計	一 般	金 額
款 目	諸収入	項 節	雑 入	¥ 9,790-
	雑 入		その他の雑入	
摘 要	☐ 行政資料の写しの作成費用			10%対象 内消費税額890円
	☒ 公文書の写しの作成費用			
	☐ 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				取扱者印
令和 5 年 12 月 15 日				登録番号 T6800620004010
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野 呂 健 尚				

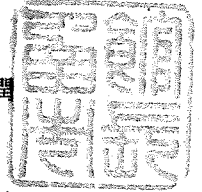
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和5年(2023年)12月4日

市議会 市民クラブ
会長 工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和5年11月20日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和5年12月15日16時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	農林水産部水産課担当 電話21-3335	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

1 天然コンブ出漁回数および採取形態に関する文書（農林水産部水産課）

① 平成25年度

- (1) 平成25年度 コンブ採取状況調査票（湯浜地区）
- (2) 平成25年度 根崎・宇賀地区 天然昆布出漁日
- (3) 平成25年7月～9月操業日（銭亀・古川・新湊）
- (4) 天然昆布操業日数（石崎）

② 平成26年度

- (1) 平成26年7月～9月出漁日（大森・住吉地区）
- (2) 平成26年7月～9月出漁日（湯浜地区）
- (3) 平成26年度天然昆布出漁状況表（解禁日8月1日）（根崎）
- (4) 平成26年度天然昆布出漁状況表（解禁日7月25日）（宇賀）
- (5) 平成26年7月～10月操業日（銭亀・古川・新湊）
- (6) 平成26年度 天然昆布採取日時（石崎）

③ 平成27年度

- (1) 平成27年7月～9月出漁日（大森・住吉地区）
- (2) 平成27年7月～9月出漁日（湯川地区）
- (3) 平成27年度天然昆布出漁状況表（解禁日8月1日終了9月30日）
（根崎）
- (4) 平成27年度天然昆布出漁状況表（宇賀）
- (5) 平成27年7月～10月操業日（銭亀・古川・新湊）
- (6) 平成27年度 天然昆布採取日時（石崎）

④ 平成28年度

- (1) 平成28年度 コンブ採取状況調査票（住吉）
- (2) 平成28年度昆布出漁日（湯浜）
- (3) 平成28年度 昆布日誌（宇賀）
- (4) 平成28年度 コンブ採取状況調査票（根崎）
- (5) 平成28年度 コンブ採取状況調査票（石崎）
- (6) 平成28年7月～10月操業日（銭亀・古川・新湊）

⑤ 平成29年度

- (1) 平成29年昆布出漁日（湯川・宇賀）
- (2) 平成29年度 根崎支所天然昆布出漁日数
- (3) 平成29年度 天然昆布採取日時（石崎）
- (4) 平成29年7月～9月操業日（銭亀・古川・新湊）

⑥ 平成30年度

- (1) 平成30年7月～9月操業日（銭亀・古川・新湊）



⑦ 令和元年度

- (1) 令和元年度 こんぶ採取状況調査票 (住吉・湯川)
- (2) 令和元年度 こんぶ採取状況調査票 (根崎)
- (3) 令和元年度 こんぶ採取状況調査票 (石崎)
- (4) 令和元年8月～9月操業日 (銭亀・古川・新湊)

⑧ 令和2年度

- (1) 令和2年度 こんぶ採取状況調査票 (住吉・湯川)
- (2) 令和2年度 こんぶ採取状況調査票 (根崎)
- (3) 令和2年8月～9月操業日 (銭亀・古川・新湊)
- (4) 令和2年度 こんぶ採取状況調査票 (石崎)

⑨ 令和3年度

- (1) 令和3年度 こんぶ採取状況調査票 (住吉・湯川)
- (2) 令和3年度 こんぶ採取状況調査票 (根崎)
- (3) 令和3年8月～9月操業日 (銭亀・古川・新湊)
- (4) 令和3年度 こんぶ採取状況調査票 (石崎)

⑩ 令和4年度

- (1) 令和4年度 こんぶ採取状況調査票 (住吉・湯川)
- (2) 令和4年度 こんぶ採取状況調査票 (根崎)
- (3) 令和4年8月～9月操業日 (銭亀・古川・新湊)
- (4) 令和4年度 こんぶ採取状況調査票 (石崎)

2 天然コンブ出漁回数および採取形態に関する文書(南茅部支所産業建設課)

① 令和元年度

- (1) 令和元年度天然コンブ解禁日・採取日

② 令和2年度

- (1) 令和2年度天然コンブ解禁日

③ 令和3年度

- (1) 令和3年度天然コンブ解禁日

④ 令和4年度

- (1) 令和4年度天然コンブ採取日

○公開しない部分の内容および理由

1 天然コンブ出漁回数および採取形態に関する文書 (農林水産部水産課)

③ 平成27年度

- (1) 平成27年7月～9月出漁日 (大森・住吉地区)
- (3) 平成27年度天然昆布出漁状況表 (解禁日8月1日終了9月30日)
(根崎)

- (4) 平成27年度天然昆布出漁状況表(宇賀)
 - (5) 平成27年7月～10月操業日(銭亀・古川・新湊)
 - (6) 平成27年度 天然昆布採取日時(石崎)
 - ④ 平成28年度
 - (2) 平成28年度昆布出漁日(湯浜)
 - ⑤ 平成29年度
 - (1) H29昆布出漁日(湯川・宇賀)
 - (3) 平成29年度 天然昆布採取日時(石崎) 中
- ア 漁業協同組合の担当者の氏名

当該情報については、特定個人の氏名が判明する情報で、特定個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

過去10年間(平成25年～令和4年)の天然コンブの出漁回数に関する文書について、平成25年度および平成28年度～令和4年度大森地区分、平成25年度および平成29年度～平成30年度住吉地区分、平成27年度および平成29年度～令和4年度湯浜地区分、平成30年度根崎地区分、平成30年度～令和4年度宇賀地区分、平成30年度石崎地区分、平成25年度～平成26年度および平成28年度ならびに平成30年度湯川地区分、平成25年度～令和4年度戸井支所管内分、平成25年度～令和4年度恵山支所管内分、平成25年度～平成30年度南茅部支所管内分においては、公文書として保有しておりません。

また、天然コンブ採取形態に関する文書についても、令和2年度～令和4年度南茅部支所管内分を除き、公文書として保有しておりません。

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~14~~ 13

支出年月日	区 分		
令和5年12月26日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支 払 金 額	
		3,400円	
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
公文書の写し作成費（白黒）	340枚	10	3,400

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

№ 002712

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 工藤 篤 様				
年 度		会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥3,400
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	☐ 行政資料の写しの作成費用			10%対象 内消費税額 309円
	☒ 公文書の写しの作成費用			
	☐ 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				取扱者印
令和 5 年 12 月 26 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野 呂 健 尚				登録番号 T6800020004010

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

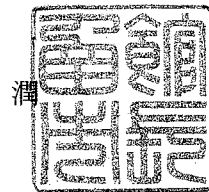


公文書一部公開決定通知書

令和5年(2023年)12月22日

市議会 市民クラブ
会長 工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和5年11月24日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和5年12月26日 時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	都市建設部建築行政課 電話21-3348	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和元年12月5日供覧 特別職協議資料 棒二跡地再開発事業の状況について (R1.12.5現在)
- 2 令和元年12月18日供覧 当再開発事業へのご支援, ご協力について
- 3 令和元年12月25日決裁 政策会議の資料提出について
- 4 令和2年1月8日開催 令和元年度(2019年度)第3回政策会議会議録 (株)中合棒二森屋店跡地の整備について
- 5 令和2年2月14日決裁 参考資料の配付について
- 6 令和2年3月27日決裁 (仮称)函館駅前東地区第一種市街地再開発事業に対する補助の対象等について
- 7 令和2年9月3日決裁 函館圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定について (函館市決定)
- 8 令和2年9月29日決裁 参考資料の配付について
- 9 令和3年4月22日決裁 参考資料の配付について
- 10 令和3年8月18日決裁 函館圏都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る告示について (函館市決定)
- 11 令和3年11月12日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業における総事業費および補助金の増額とスケジュールの遅延について
- 12 令和3年11月17日決裁 参考資料の配付について
- 13 令和4年8月29日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について
- 14 令和4年8月31日供覧 事業者・函館市協議資料 函館駅前東地区市街地再開発事業 事業費の比較および保留床処分価格の比較
- 15 令和4年10月28日供覧 副市長報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について
- 16 令和4年11月30日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について
- 17 令和4年12月2日決裁 参考資料の配付について
- 18 令和5年6月20日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について
- 19 令和5年8月9日決裁 参考資料の配付について
- 20 令和5年10月3日供覧 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業概要書について (供覧)
- 21 令和5年10月6日決裁 参考資料の配付について
- 22 令和5年10月12日決裁 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業収支計画案に係る質問について
- 23 令和5年10月16日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区第1種市街地再開発事業「事業概要書」事業収支計画の精査について
- 24 令和5年10月20日供覧 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業収支計画案に係る質問への回答について (供覧)
- 25 令和5年10月27日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について
- 26 令和5年11月20日決裁 特別職会議の開催について
- 27 令和5年11月21日供覧 特別職会議の要旨の取りまとめについて (供覧)
- 28 令和5年11月21日決裁 参考資料の配付について
- 29 令和5年11月21日決裁 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業概要書に対する市の考え方について

○ 公開しない部分の内容および理由

2 令和元年12月18日供覧 当再開発事業へのご支援、ご協力について中
法人の印影

20 令和5年10月3日供覧 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業概要書に
ついて（供覧）中
法人の印影

21 令和5年10月6日決裁 参考資料の配付について中
法人の印影

24 令和5年10月20日供覧 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業収支計
画案に係る質問への回答について（供覧）中
法人の印影

法人等の印影については、重要な法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

11 令和3年11月12日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業における総事業費および補助金の増額とスケジュールの遅延について中

1 ホテル事業検討パートナーの変更に係る経過等のホテル保留床取得価格

14 令和4年8月31日供覧 事業者・函館市協議資料 函館駅前東地区市街地再開発事業 事業費の比較および保留床処分価格の比較中
保留床処分価格の比較表中の、ホテル棟・住宅棟・商業棟・商業1階・商業2階の㎡単価および保留床処分金額

※キラリス函館の保留床処分価格表中の住宅・商業1階・商業2階ほかの㎡単価

18 令和5年6月20日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中

1 整備内容と事業費表中の、ホテル棟・住宅棟・商業棟の保留床処分金額

23 令和5年10月16日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区第1種市街地再開発事業「事業概要書」事業収支計画の精査について中

○事業収支計画の内訳の、B 収入の部の、2 保留床処分金表中の、ホテル・住宅・商業の処分単価および処分価格、市民広場の処分面積の内訳、処分単価（処分先が函館市のものを除く）および処分価格

精査結果中の、市民広場の整備費用の市負担額

25 令和5年10月27日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中

1 整備内容と事業費表中の住宅棟・ホテル棟・商業棟の保留床処分金額および市民広場整備負担金の内訳

3 精査を踏まえた今後の課題中の市民広場整備負担金の内訳

○函館駅前東地区第1種市街地再開発事業「事業概要書」事業収支計画の精査についての、○事業収支計画の内訳の、B 収入の部の、2 保留床処分金表中の、ホテル・住宅・商業の処分単価および処分価格、市民広場の処分面積内訳、処分単価（処分先が函館市のものを除く）および処分価格

精査結果中の、市民広場の整備費用の市負担額

26 令和5年11月20日決裁 特別職会議の開催について中

(別紙) 令和 2 年 2 月当初案との比較表中の、事業費欄の、住宅棟・ホテル棟・商業棟の保留床処分金額および市民広場の整備費用の負担額内訳

当該情報については、事業者間の取引価格に関する情報または取引価格が推定できる情報であり、公開した場合、物件の販売または賃貸取引価格および利益が推定できるおそれがあることから、営業活動上の秘密に関する情報であり、函館市情報公開条例第 7 条第 3 号の「法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

- 13 令和 4 年 8 月 29 日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中
(1) 整備内容と事業費表中のホテル棟の提案者名および(3) 現在の準備組合等の動きのホテル棟運営者名
- 15 令和 4 年 10 月 28 日供覧 副市長報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中
(1) 整備内容と事業費表中のホテル棟の提案者名
- 16 令和 4 年 11 月 30 日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中
1 整備内容と事業費表中のホテル棟の提案者名, 2 準備組合における工事費削減方策中の見積収集先名および 3 準備組合における今後の取り組み中のホテル棟の処分先候補者名
- 18 令和 5 年 6 月 20 日供覧 特別職報告資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中
函館駅前東地区市街地再開発事業の経緯・進捗状況について(要約)表中の、ホテル運営予定者名
- 22 令和 5 年 10 月 12 日決裁 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業収支計画案に係る質問について中
見積収集先名
- 23 令和 5 年 10 月 16 日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区第 1 種市街地再開発事業「事業概要書」事業収支計画の精査について中
○事業収支計画の内訳の、B 収入の部の、2 保留床処分金表中の市民広場の処分先(函館市を除く)
- 24 令和 5 年 10 月 20 日供覧 函館駅前東地区市街地再開発事業の事業収支計画案に係る質問への回答について(供覧)中
見積収集先名
- 25 令和 5 年 10 月 27 日供覧 特別職協議資料 函館駅前東地区市街地再開発事業の進捗状況について中
○函館駅前東地区第 1 種市街地再開発事業「事業概要書」事業収支計画の精査についての、○事業収支計画の内訳の、B 収入の部の、2 保留床処分金表中の市民広場の処分先(函館市を除く)

当該情報については、営業活動における取引先・得意先との関係等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であるため、函館市情報公開条例第 7 条第 3 号の「法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~15~~ 14

支出年月日	区 分		
令和5年12月27日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店		支 払 金 額	
		6, 5 1 2 円	
摘 要 (品 名)	数 量	単 価	金 額
フラットファイル A3	10	320	3, 2 0 0
クリアホルダー A4	1	1, 8 7 0	1, 8 7 0
カッター	1	6 5 0	6 5 0
〃 替刃	1	2 0 0	2 0 0
消費税	10%		5 9 2

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 5年12月27日

¥6,512

但品代として

上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

税率10%

消費税 ¥ 592

〒040-0073 函館市宮前町23番13号

TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555

e-mail

T6440002003629



納品書 5年12月27日

No. _____

(有)パピエ吉田
吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555

登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1 75mm x 100mm A3	10	320	3200	-	
2 75mm x 100mm A4	1		1870		
3 カッター	1		650		
4 " 替刃	1		200		
5					
6					
7					
合計(税抜・税込)	税率	10 %	5920	消費税額等	
	税率	%		消費税額等	

消費税額等	592	税込合計金額	76512
-------	-----	--------	-------

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~16~~ 15

支出年月日	区 分		
令和6年1月3日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
DCMニコット株式会社 DCMニコット恵山店		支 払 金 額	
		6, 5 1 2 円	
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
インク代	1	6, 5 1 2	6, 5 1 2

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

市民クラブ様 領 収 証

2024年01月03日（水）

¥ 6, 5 1 2 -

上記正に領収しました（消費税等
（ポイント利用 592円を含みます）
但し、商品代（インク代として） 0円を含みます）
DCMニコット株式会社 DCMニコット恵山店
TEL:0138-85-3200 / 登録番号T6430001041440
明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です
保管のお願い 保管裁く場合は、印刷面を内側に折って保管願います

担当者 
0001-7208-2390

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~17~~ 16

支出年月日		区 分	
令和6年1月18日		調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支 払 金 額	
		930円	
摘 要（品 名）	数 量	単 価	金 額
公文書の写し作成費（白黒）	93枚	10	930

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No 002724

領 収 書				
市 町 丁 目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 工藤 篤 様				
年 度		会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥ 930
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	☐ 行政資料の写しの作成費用			10%対象 内消費税額 84円
	☒ 公文書の写しの作成費用			
	☐ 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				取扱者印
令和 6 年 1 月 18 日				登録番号 T6800020004010
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野 呂 健 尚				

函館市
現金出納員
総務部
文書法制課

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。



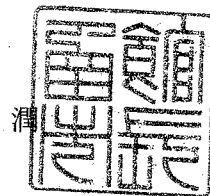
公文書一部公開決定通知書

令和6年(2024年)1月16日

市議会 市民クラブ

会長 工 藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和6年1月9日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	6年 / 月 18日 11時から 時まで 場所 情報公開コーナー	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	総務部文書法制課(電話 0138-21-3649)	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

○ 公文書の名称

- 1 平成8年12月16日付け裁決書
- 2 平成9年12月18日付け裁決書（対平成7年度の函館市交通局の食糧費および交際費，出張旅費の支出に関する文書に係る一部公開決定処分）
- 3 平成9年12月18日付け裁決書（対平成6年度交通事業会計決算における出張関係に伴う復命書に係る一部公開決定処分）
- 4 平成11年3月17日付け裁決書
- 5 平成20年3月10日付け裁決書
- 6 平成20年10月27日付け裁決書
- 7 平成20年12月25日付け裁決書
- 8 令和5年8月10日付け裁決書（令和4年12月2日提起分）
- 9 令和5年8月10日付け裁決書（令和4年12月9日提起分）
- 10 平成20年3月10日付け裁決書
- 11 令和2年2月21日付け裁決書
- 12 令和4年3月23日付け裁決書

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 平成8年12月16日付け裁決書中
(1) 審査請求人の住所
- 2 平成9年12月18日付け裁決書（対平成7年度の函館市交通局の食糧費および交際費，出張旅費の支出に関する文書に係る一部公開決定処分）中
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 3 平成9年12月18日付け裁決書（対平成6年度交通事業会計決算における出張関係に伴う復命書に係る一部公開決定処分）
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 4 平成11年3月17日付け裁決書
(1) 審査請求人の住所
- 6 平成20年10月27日付け裁決書
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 7 平成20年12月25日付け裁決書
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 8 令和5年8月10日付け裁決書（令和4年12月2日提起分）
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 9 令和5年8月10日付け裁決書（令和4年12月9日提起分）
(1) 審査請求人の住所，氏名
- 10 平成20年3月10日付け裁決書
(1) 審査請求人の住所，氏名

1 1 令和2年2月21日付け裁決書

(1) 審査請求人の住所、氏名

1 2 令和4年3月23日付け裁決書

(1) 審査請求人の住所、氏名

(2) 審査請求人の父母の死去した年月日

当該情報については、特定個人の住所、氏名が判明する情報および特定個人を特定し得る情報で、特定個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

1 平成8年12月16日付け裁決書

(1) 審査請求人の団体名、役職名、氏名

4 平成11年3月17日付け裁決書

(1) 審査請求人の団体名、役職名、氏名

5 平成20年3月10日付け裁決書

(1) 審査請求人の住所、団体名、役職名、氏名

(2) 代理人の住所、団体名、役職名、氏名

7 平成20年12月25日付け裁決書

(1) 給水装置等の使用者が判明する情報

10 平成20年3月10日付け裁決書

(1) 代理人の住所、団体名、役職名、氏名

審査請求人および代理人の住所、団体名、役職名、氏名については、当該法人が審査請求を行った内容等の判明する情報で、公開されていない営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、給水装置等の使用者が判明する情報については、専ら法人等の内部に関する情報であり、これを公開した場合、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~18~~ 17

支出年月日	区 分		
令和6年2月8日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会			支払金額
			594円
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (12月分)			
4500			
基本料金			300
カラーコピー 4500	12	16.00	192
カラープリント 4500	3	16.00	48
(内消費税			54)

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[REDACTED]	
加入者名	株式会社 近藤商会	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 594	
ご依頼人	市民クラブ 様	
料 金	日 附 印 06-02-08 T501000111 2730 ユウチヨ	
備 考	現金扱	
(94041) N94180004		

この受領証は、大切に保管してください。

請 求 書

登録番号：T2440001000639

040-0036

Kond 株式会社 **近藤商会**

代表取締役社長 相川良夫

函館市東雲町4-13.
函館市市議会市民クラブ

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

◆年末年始休業に関するご案内は弊社HPをご確認ください◆

取 引 銀 行

締切年月日	得意先コード
2023/12/20	

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前回の請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今回の請求額
0	0	0	540	54	594

売上日付	伝票No.	商 品 名	単位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2023/12/5	A0000042821	IR-ADVC3520FIII (12月分)	枚			0	10%
		4500					
2023/12/5	A0000042821	基本料金	枚			300	10%
		4500					
2023/12/5	A0000042821	カラーコピー	枚	12	16.00	192	10%
		4500					
2023/12/5	A0000042821	カラープリント	枚	3	16.00	48	10%
		4500					
		【函館市役所内7階】					
		【お買上額合計】					594
		内消費税額等 (課税対象額:			540)		54
		10% 分 (			540)		54

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。

上記の通りご請求申し上げますので、ご照会の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

【近藤商会からのお知らせ】

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。

<https://www.kond.co.jp/>、もしくはQRコード読取からアクセスしてみてください。



令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 19 18

支出年月日	区 分		
令和6年2月9日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店		支 払 金 額	
		1,980円	
摘 要（品 名）	数 量	単 価	金 額
50代で一足遅れてフェミニズムを知った私がひとりで安心して暮らしていくために考えた身近な政治のこと	1冊	1,980	1,980

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 証				No 004894	
(Receipt)					
市民クラブ		様	¥1980-		
品 名 (Articles)	数 量 (Quantity)	単 価 (Unit Price)	合 計 (Amount)		
50代で一足遅れてフェミニズムを知った私がひとりで安心して暮らしていくために考えた身近な政治のこと			¥1980		
訳					
上記代金正に領収致しました (消費税等10%180円を含んでいます) 2024年 2月 9日					
 株式会社 三省堂書店 函館営業所川原店					
〒041-0844 函館市川原町4-18 TEL 0138-30-2777					
登録番号:T7010001016830					
売 場		係 員			

令和 5 年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~20~~ 19

支出年月日	区 分		
令和 6 年 3 月 1 2 日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 近藤商会			支 払 金 額
			7, 1 5 8 円
摘 要 （ 品 名 ）	数量	単価	金 額
コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト J A 4 (5000枚 : 500枚入 × 10冊)	2	3, 5 7 9	7, 1 5 8 (内消費税 6 5 0)

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

6

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。	口座記号番号	
	加入者名	株式会社 近藤商会
	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 7 1 5 8
	ご依頼人	弘前市議会 市民クラブ 様
	料 金	日 附 印 06-03-12 T501000111 2730 ユウチャ
備 考	現金扱	(94045) N94130001

この受領証は、大切に保管してください。

請求書
2024年3月8日

000-780-3416

041-0524

工藤 篤 様方

函館市議会市民クラブ 様

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店 登録No. T2440001000639
株式会社近藤商会
代表取締役社長相川良夫函館ソロアリ係

041-0824
北海道函館市
西桔梗町589

019048 801

TEL: 0138-49-3311

お支払いに関するお問い合わせは上記の担当販売店までお願い申し上げます。

FAX: 0138-49-3310

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い方法		口座振込
お振込	金融機関	
	支店	
	口座	

お支払い日 年 月 日

当月ご請求額 (税込)

7,158 円

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

うち消費税等 (650円)

対象期間 2024/02/01 ~ 2024/02/29

税率別明細

税区分 (税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税 (10.0%)	7,158	0	0	7,158	650
課税: 軽減税率 (8.0%)	0	0	0	0	0
非課税	0	0	0	0	0
合計	7,158	0	0	7,158	650

グリーン商品お買い上げ実績

	全体	グリーン商品
購入額 (税込)	7,158	7,158

ご利用明細は裏面に続きます

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~21~~ 20

支出年月日	区 分		
令和6年3月25日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会	支払金額		
	4,191円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (3月分)			
4500			
基本料金			
カラーコピー 4500	140	16.00	2,240
カラープリント 4500	44	16.00	704
ブラック 4500	433	2.00	866
消費税 10%			381

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

北洋銀行

お取引明細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-03-25		2	N				引出
						お取引金額	お取引後元帳残高
						¥4,191	¥110*****

ご案内

* お振込明細 *

020504

お振込先

ご依頼人

市民クラブ クラブ アツシ 様

17:16

印紙税申告納
付につき札幌中

お取引明細はお客様の大切な個人情報です。
お持ち帰りいただけますようお願いいたします。

カードローン「スーパーアルカ」のお申込み・増額は
0120-608-599へお電話ください。

印紙税納付の必要がない場合は
※印で済ませております。

裏面のご案内をあわせてご確認ください。

請求書

登録番号：T2440001000639

040-0036

Kond 株式会社 近藤商会

函館市東雲町4-13.
函館市市議会市民クラブ

代表取締役社長 相川 良夫

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

取引銀行

締切年月日

得意先コード

2024/03/20

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前回ご請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今回ご請求額
0	0	0	3,810	381	4,191

売上日付	伝票No.	商 品 名	単位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2024/3/5	A0000043566	IR-ADVC3520F III (3月分) 4500	枚			0	10%
2024/3/5	A0000043566	カラーコピー 4500	枚	140	16.00	2,240	10%
2024/3/5	A0000043566	カラープリント 4500	枚	44	16.00	704	10%
2024/3/5	A0000043566	ブラック 4500	枚	433	2.00	866	10%
		【函館市役所内7階】					
		【お買上額合計】				4,191	
		内消費税額等 (課税対象額 :		3,810)		381	
		10% 分 (		3,810)		381	

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。

上記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

【近藤商会からのお知らせ】

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。

<https://www.kond.co.jp/>、もしくは☎のQRコード読取からアクセスしてみてください。

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 ~~22~~ 21

支出年月日	区 分		
令和6年3月25日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支 払 金 額	
		4,910円	
摘 要（品名）	数量	単価	金 額
公文書の写し作成費（白黒）	377枚	10	3,770
〃（カラー）	19枚	60	1,140

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No 002754

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市民クラブ様				
年 度		会 計	一 般	金 額
款 目	諸収入 雑 入	項 節	雑 入 その他の雑入	¥4,910-
10%対象 内消費税額446円				取扱者印 
摘 要 ☐ 行政資料の写しの作成費用 ☒ 公文書の写しの作成費用 ☐ 市史年表編実費徴収金				
上記金額を領収しました。				
令和 6 年 3 月 25 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野 呂 健 尚				
				登録番号 E6800020004010

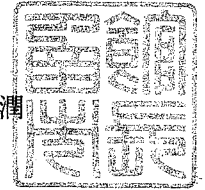
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和6年(2024年)3月21日

市議会 市民クラブ
会長 工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和6年3月5日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和6年3月25日16時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※ 時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	企画部企画管理課 電話21-3618	
備 考		

- 注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和5年1月13日供覧 函館市と北海道ガス株式会社との包括連携協定に関する合意締結について
- 2 函館市と北海道ガスとの包括連携協定における連携事項の拡充について
～協働のまちづくりおよびカーボンニュートラルの実現～
- 3 令和5年11月7日供覧 取り組みがJブルークレジットの対象となりうるかに関する問い合わせ
- 4 ブルーカーボン推進事業
～養殖コンブによるブルーカーボン推進事業の実施～
- 5 令和5年11月30日供覧 ブルーカーボンによるCO₂吸収の取組
～職員でもできるコンブ漁場のCO₂吸収量の算出方法の確立～
- 6 令和5年12月13日供覧 取り組みがJブルークレジットの対象となりうるかに関する問い合わせ
- 7 函館市ブルーカーボン事業に関する調査 御見積書
- 8 ブルーカーボン推進事業業務委託積算内訳書
- 9 令和5年12月15日決裁 令和6年度予算要求について（政策的経費等）
- 10 令和6年2月21日決裁 令和6年度予算内訳書および予算資料について（ブルーカーボン推進事業費分）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 7 函館市ブルーカーボン事業に関する調査御見積書中
(1) 金額、名称、数量、単位、単価、内訳書項目および備考

当該情報は、市が行う入札の予定価格算出に用いる単価等の積算に関して参考となる情報が記載されており、これを公開した場合、本見積書を作成した事業者の積算内訳が公開され、今後、市が発注する同種業務について、他者により容易に積算または額を調整し、応札することが可能となり、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号「法人その他の団体（実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。」に該当します。

- 7 函館市ブルーカーボン事業に関する調査御見積書中
(1) 金額、名称、数量、単位、単価、内訳書項目および備考
- 8 ブルーカーボン推進事業業務委託積算内訳書中
(1) 名称、型式等、単位、数量、単価、金額および摘要

当該情報は、市が行う入札の予定価格算出に用いる単価等の積算に関する情報が記載されており、これを公開した場合、市が行う入札の予定価格等について、相当正確な水準で容易に把握することができる情報であり、これらを用いて予定価格等を類推して応じた場合、入札の適正な競争性の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第6号のイ「契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当します。

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 23 22

支出年月日	区 分		
令和6年3月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚		支 払 金 額	
		1,160円	
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
公文書の写し作成費（白黒）	44枚	10	440
〃（カラー）	12枚	60	720

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

№ 002757

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 工藤 篤 様				
年 度		会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥1,160
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	☐ 行政資料の写しの作成費用			10%対象 内消費税額/05円
	☒ 公文書の写しの作成費用			
	☐ 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				
令和 6 年 3 月 29 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野 呂 健 尚				
登録番号 T6800029004010				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。



公文書公開決定通知書

令和6年3月28日

市議会 市民クラブ
会長 工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和6年3月14日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおり公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	①はこだて観光大使の制度見直しについて (2023.9.7 見直し検討資料) ②はこだて観光大使制度のあり方と観光誘客策に係るアンケート調査結果 ③はこだて観光大使の制度見直しについて (2023.11.20 協議資料) ④特別職協議メモ ⑤はこだて観光大使設置要領の改正について
公開の日時および場所	6 年 3 月 29 日 16 時から 時まで 場所 (郵送)
問合せ先	観光部観光誘致課 電話 0138-21-3323
備考	

注 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。